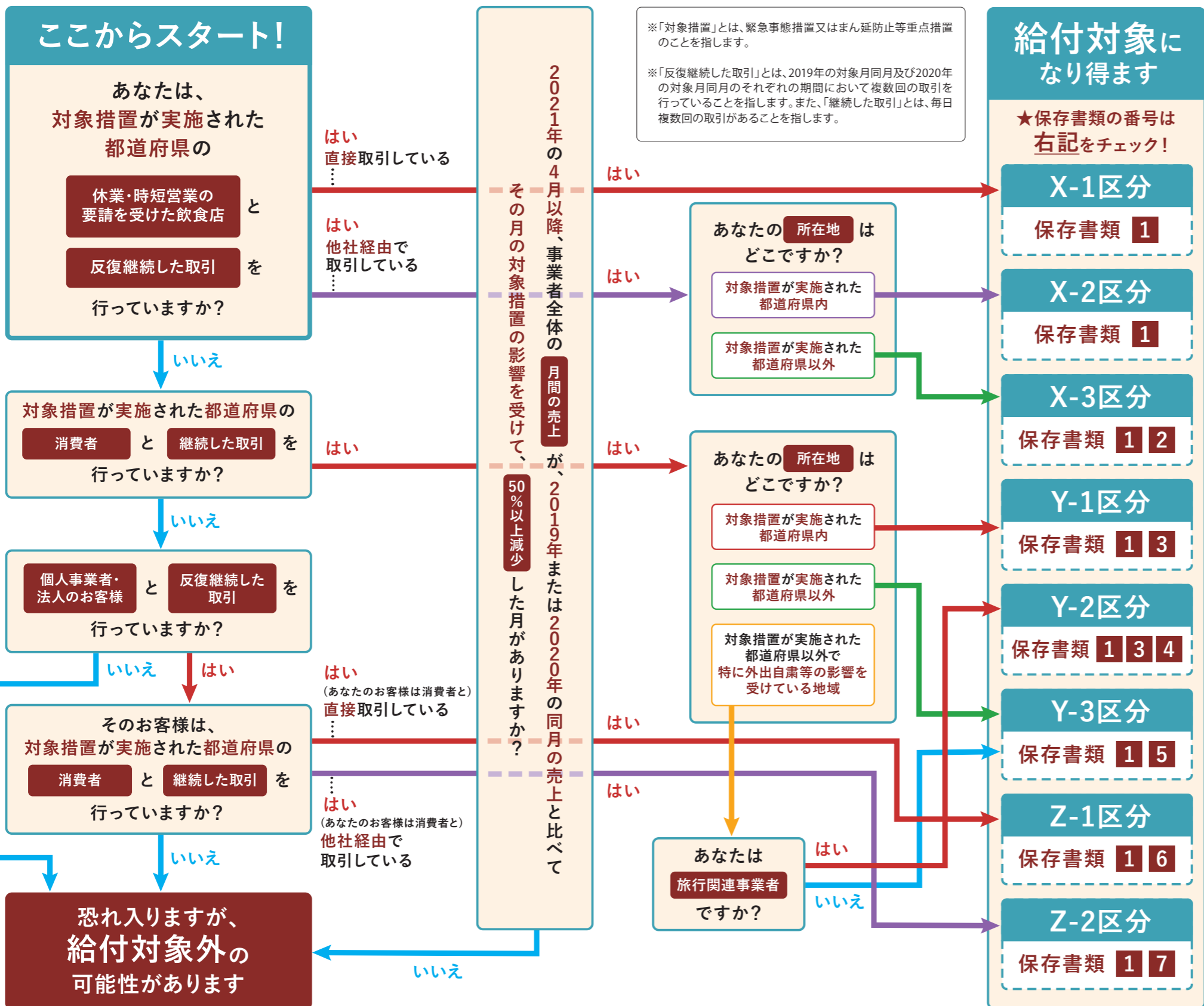


月次支援金の給付対象・保存書類 早わかりガイド

「自分が給付対象か分からない」「どんな保存書類を準備すればいいか分からない」

というお悩みをお持ちの方は、以下の手順で簡易的にご確認いただけます。



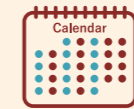
!注意! 以下の場合には給付対象とはなりません



事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。



(対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



(対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」*の支給対象となっている事業者は給付対象外です。
 *新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございます。

左記の区分に応じて、以下の保存書類を7年間保存してください。

- 自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す帳簿書類および通帳
 <帳簿書類> 売上台帳 請求書・領収書
 <通帳> 通帳
- 以下のうちいずれか1つ
 - 自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者であることを示す書類
 - 所在地域から対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す書類・統計データ
- 対象措置実施都道府県の消費者向けの事業を行っていることを示す商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿
 ※上記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
- 旅行者の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪していることを示す統計データ
- 対象措置実施都道府県の消費者との継続した取引を示す顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果
- 自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の消費者と継続した取引を行っている事業者であることを示す書類
- 自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の消費者と継続した取引を行っている事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ

月次支援金 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響区分

X区分 対象措置※1の影響を受けた飲食店※2と反復継続した直接・間接の取引があることによる影響

X-1区分

- 申請者所在地:全国
- 事業区分:飲食店と直接取引のある事業者

対象飲食店と直接取引

申請者 → 取引減 → 飲食店

X-2区分

- 申請者所在地:対象措置実施都道府県内
- 事業区分:飲食店と間接取引のある事業者

対象飲食店と間接取引

※申請者の所在地は、対象措置実施都道府県内

申請者 → 取引減 → 問屋等 → 取引減 → 飲食店

X-3区分

- 申請者所在地:対象措置実施都道府県外
- 事業区分:飲食店と間接取引のある事業者

対象飲食店と間接取引

※申請者の所在地は、対象措置実施都道府県外

申請者 → 取引減 → 問屋等 → 取引減 → 飲食店

※1:緊急事態措置又はまん延防止等重点措置 ※2:「対象措置に伴い要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店」及び「対象措置の影響に伴う外出自粛等の影響を受けた飲食店」

Y/Z区分 対象措置に伴う不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響

Y-1区分

- 申請者所在地:対象措置実施都道府県内
- 事業区分:主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行うBtoC事業者

対面営業のBtoC事業者

※申請者の所在地は、対象措置実施都道府県内

申請者 → 取引減 → 個人顧客

Y-2区分

- 申請者所在地:対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域
- 事業区分:主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う旅行関連事業者

旅行関連事業者

※申請者の所在地は、対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域

申請者 → 取引減 → 個人顧客

Y-3区分

- 申請者所在地:全国
- 事業区分:対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引のある事業者全般

BtoC事業者

※対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引が必要

申請者 → 取引減 → 個人顧客

Z-1区分

- 申請者所在地:全国
- 事業区分:直接、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者

BtoC事業者※と直接取引

※対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引を行っているBtoC事業者

申請者 → 取引減 → BtoC事業者

Z-2区分

- 申請者所在地:全国
- 事業区分:販売・提供先を経由して、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者

BtoC事業者※と間接取引

※対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引を行っているBtoC事業者

申請者 → 取引減 → 問屋等 → 取引減 → BtoC事業者

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-211-240

IP電話専用回線 **03-6629-0479** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日含む全日)

ホームページ

月次支援金 **検索**

<https://ichijishienkin.go.jp/get Sujishienkin>

本資料は、あくまで簡易的な給付要件等を示したものです。ホームページや申請要領等もよくご確認ください。